

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） 経過報告について

○瑞浪市は平成29年4月1日より猶予期間を設けず総合事業を一斉に移行しました。それに伴い、全ての要支援認定者の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、その二つのサービスのみを利用したケアプラン作成をはじめとしたケアマネジメントが、介護保険の給付から市の地域支援事業へと移行しました。

	4月	5月
予防訪問介護 (円)	1,538,290	1,549,482
予防通所介護 (円)	4,591,218	5,773,865
介護予防支援 (件)	160 (54.4%)	172 (57.7%)
介護予防ケアマネジメント (件)	134 (45.6%)	126 (42.3%)

○総合事業の事業所指定については、瑞浪市が行いますが、平成30年3月31日まではみなし指定の有効期間となります。しかし、平成27年4月1日以降に新規指定介護予防事業所にはみなし指定の効力は適用されないため、下記の事業所より申請があったため指定を行いました。

事業所名	住所	指定年月日
デイサービス 森のケアテラスうさぎの里	瑞浪市稲津町小里 2317-3	平成29年4月1日
デイサービス 仁 瑞浪	瑞浪市北小田町 2-129	平成29年4月1日

○緩和した基準によるサービスにつきましては、シルバー人材センターと契約をし、訪問型サービスAを行う予定です。対象者は新規および更新において、介護申請をせず、チェックリストにて「事業対象者」と認定された者とする予定です。